

いすゞ自動車健康保険組合加入員の皆様へ

# 被扶養者確認調査が 変わります (R5年度～)

対象者の年齢を**18歳以上**に拡大します

これまで、配偶者以外の続柄の方の調査は22歳以上としていましたが、調査年齢前に就労する方が少なくないこと、他の健康保険組合でも18歳以上の調査が一般的なことから、変更を行います。



**営業所得**がある方の調査を毎年行います



被扶養者である自営業者の収入は、税法上の所得金額で審査するのではなく、「その事業を営むための必要最低限の経費」のみを差し引いた**収入**です。基本的には原価＝経費ですが、事業の内容によっては、その他の支出を経費として認めることもあります。その判断は、個別に審査を行う必要があるため、扶養の範囲で働いているつもりだったが、実際は要件を満たしておらず、何年も遡って削除となった方がR4年度の調査で複数名いました。そのため、4年に1度の調査では、影響が長期間に及んでしまうことから、営業所得がある方は、配偶者の方も、毎年調査を行い、万が一収入基準を超えていた場合でも遡って削除する期間が短くなるようにします。

健康保険は、事業主と被保険者の保険料で成り立っています。  
被扶養者の公平・公正な審査にご協力をお願いします。

